

平成29年2月1日

お知らせ・ワシントン条約附属書表記の改定に伴うヒツジ関連貨物の輸出入について

第17回ワシントン条約締約国会合（平成28年9月24日～10月4日、南アフリカ共和国にて開催）において、同条約附属書の改定が決定され、平成29年1月2日に効力が発生しています。

当該決定を踏まえ、ヒツジ類（*Ovis aries*）に関する同条約附属書の表記が改定されました。本件については、あくまでヒツジ属の学術名変更に伴う表記の改定であり、規制対象範囲の変更ではありませんが、輸出入されるヒツジ類及びその製品に対し輸出入国にて確認すべき事項等について条約事務局、関係各国と協議中であることに鑑み、通関における当面の取扱いを以下のとおりとしますのでお知らせいたします。取扱いが変更される際には別途お知らせいたします。

## 記

### 1. オーストラリアから輸入されるヒツジ関連貨物

オーストラリアで飼育された個体由来であり、同国から日本へ輸出されるヒツジ関連貨物については、オーストラリア管理当局より附属書の対象外である旨の通知を受けていることから、税関への輸入申告に際し、輸出者又は輸入者（通関業者を含む。）が「オーストラリアで飼育されたヒツジ関連貨物である」旨を付記したインボイス等を提出することにより、輸入を認めることとします。

### 2. ニュージーランドから輸入されるヒツジ関連貨物

ニュージーランドで飼育された個体由来であり、同国から日本へ輸出されるヒツジ関連貨物については、ニュージーランド管理当局より附属書の対象外である旨の通知を受けていることから、税関への輸入申告に際し、輸出者又は輸入者（通関業者を含む。）が「ニュージーランドで飼育されたヒツジ関連貨物である」旨を付記したインボイス等を提出することにより、輸入を認めることとします。

### 3. その他の国からのヒツジ関連貨物

上記1. 及び2. 以外の国からのヒツジ関連貨物に係る税関への輸出入申告に際しては、以下のとおりといたします。

#### （1）ヒツジの肉、生体以外の貨物の輸出入

「附属書Iに掲げる種（*Ovis aries ophion*, *Ovis aries vignei*）に該当しないこと及び飼育された個体由来であることがわかる書類」（以下「確認書類」という。）を提出してください。

イ 輸入申告時に税関に提出する確認書類は、原則として、「当該貨物の輸出者が作成した書類」となりますが、過去に同種のヒツジの輸入実績がある者につきまし

ては、「輸入者（通関業者を含む。）が作成した書類」についても確認書類として認めることとします。

また、個人が輸入する場合については、輸入実績の有無にかかわらず「輸入者（通関業者を含む。）が作成した書類」を確認書類として認めることとします。

□ 輸出申告時に税関に提出する確認書類は、「輸出者（通関業者を含む。）が作成した書類」となります。なお、輸入国側の措置については事前に、輸入国側に確認してください。

## （２）ヒツジの肉及び生体の輸出入

イ 輸入申告の際は、以下に掲げる書類を税関に提出することにより、輸入が認められます。

### ①ヒツジの肉

・日本の動物検疫所が発行した「輸入検疫証明書」

### ②ヒツジの生体

・日本の動物検疫所が発行した「輸入検疫証明書」

・「附属書Ⅰに掲げる種（*Ovis aries ophion*, *Ovis aries vignei*）に該当しないことを示す書類」（輸入者（通関業者を含む）が作成したものを可とする）

□ 輸出申告の際は、日本の動物検疫所が発行した「輸出検疫証明書」を税関へ提示することにより輸出が認められます。

## （本件に係る照会先）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

電 話 03-3501-1723、FAX 03-3501-0997